

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和九年三月十八日

之

勿忘

女子挺身隊制度強化方策要綱，件

右閣議ニ供ス

指令案

女子挺身隊制度強化方策要綱ノ件
請議ノ通

此、牛瀨係主任官

厚生省副官 青柳 一郎

厚生省發給第五九號

女子挺身隊制度強化方策要綱ノ件

女子ノ勤勞動員ヲ推進強化ス。爲女子挺身隊ノ制度ヲ強化スルノ要アリ仍テ

別紙女子挺身隊制度強化方策要綱ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十五年三月十二日

厚生大臣 小泉 純 藏

内閣總理大臣 東 條 英 機

厚生省
厚生省
厚生省

女子挺身隊制度強化方策要綱

第一 方針

女子ノ勤勞動員ヲ促進強化スル爲女子挺身隊ノ制度ヲ強化シ其ノ勤勞能率ノ

昂揚ヲ圖ルモノトス

第二 要領

一、女子挺身隊ノ結成

(一) 學校長、女子青年團長、婦人會長其ノ他適當ナル職域又ハ地域ノ團體

ノ長ヲシテ女子挺身隊ヲ組織スルニ必要ナル措置ヲ執ラシムルコト

(二) 女子挺身隊ニ依リ勤勞ニ従事セシムベキ者ハ國民登録者タル女子ニシ

テ家庭ノ根軸タル者ヲ除キ尙身體ノ狀況、家庭ノ事情等ヲ斟酌シテ之ヲ

選定スルコト

尙戰時農業要員タル女子ニ付テハ之ヲ隊員トシテ選定セザルコト

(三) 右ニ依リ選定セラレタル者ニ對シテハ必要ニ應ジ挺身隊組織ニ依リ必要業務ニ挺身協力スベキコトヲ命ジ得ルモノトスルコト

(四) (一)ノ者ノ外特ニ志願ヲ爲シタル者ハ之ヲ挺身隊員トスルコトヲ妨ゲザルコト

(五) 結婚其ノ他ノ場合ニ於テ已ムヲ得ザル事由アル隊員ニ付テハ其ノ離隊ヲ認ムルコト

(六) 挺身隊ニハ統率者ヲ附シ概ネ隊長及隊員ヲ以テ組織スルコト

一隊ノ人員ハ原則トシテ二十人乃至五十人トシ要スレバ之ヲ班ニ分チ班

長ヲ置クコト

ニ、女子挺身隊ノ運營

(一) 挺身隊ヲシテ從事セシムル工場、事業場ハ規律、從業條件其ノ他ノ勤

勞管理優良ニシテ受入態勢ノ整備シタルモノヲ選定スルニ努メ又可及的

通勤可能ナル範圍内ニ於テ之ヲ選定スルコト

尙通勤不可能ナル場合ニハ寄宿舎施設ノ完備セルモノヲ選定スルコト

又學校同窓會ヲ單位トシテ結成セラルル女子挺身隊ニシテ當該學校ガ工

場化セラレアル場合ニ於テハ成ル可ク同所ニ從業セシムルコト

尙地域ヲ單位トシテ結成セラルル女子挺身隊ニ付テハ當該地域内ニ於ケ

ル家庭作業場ニ從業セシムルコトヲ考慮スルコト

(一) 工場、事業場ニシテ前項ノ條件ニ缺陷アル場合ニ於テハ當該挺身隊ヲ
他ノ工場事業場ニ配置替スルノ措置ヲ講スルコト

(二) 一挺身隊ハ原則トシテ各種ノ職場ニ分散セシムルコトナク同一ノ職場

ニ纏ノテ之ヲ配置セシムルコト

(三) 配置スベキ職種ハ當該挺身隊ニ適當ナルモノヲ選定スルコト

(四) 挺身隊員ノ家庭ノ事情等ニ依リテハ従業時間、始業及終業時刻、休日等

ニ關シ相當ノ配慮ヲ爲スト共ニ其ノ通勤ニ付所要ノ措置ヲ講スルコト

(五) 挺身隊員トシテ従業スベキ期間ハ差當リ一年トスルコト

(六) 挺身隊員ニ對シテハ従業實施前可及的所要ノ豫備訓練ヲ行フコト

(七) 挺身隊員ノ給與其ノ他ノ従業條件ハ原則トシテ通常ノ方法ニ依ル勤勞

者ト同一トスルモ其ノ給與ノ支給方法ニ付テハ別途措置スルコト

(八) 相當數ノ挺身隊員ノ従業スル工場事業場ニ於テハ挺身隊専門ノ係員ヲ

置カシムルコトトシ、此ノ場合要スレバ女子ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

ルコト

(九) 挺身隊ニ關スル動員ノ業務ハ原則トシテ總テ地方長官之ヲ行フコトト

シ尙其ノ業務ノ一部ハ國民勤勞動員署長ヲシテ分掌セシムルコトヲ得ル

ノ外、學校長、市區町村長其ノ他ノ團體ノ長ヲシテ輔佐セシムルコト

備考

(一) 本要綱中基本事項ニ付テハ國家總動員法第五條ニ基ク勅令ヲ制定スルモ

ノトス

軍令
生
雀

(二) 協力命令ヲ肯ンセサル者ニ對シテハ必要ニ依リ國家總動員法第六條ニ基
ク就業命令ヲ發シ得ルモノトスルコト

公
衆
照

國家總動員法 (抄)

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ
定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、
地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付
協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ
定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業
若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル
命令ヲ爲スコトヲ得

大日本帝國政府

大日本帝國憲法

Handwritten text in vertical columns, likely a draft or commentary on the Imperial Constitution of Japan.

旧案

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

第	號	起	案	昭	和	年	月	日	閣議決定	昭	和	年	月	日	施行	昭	和	年	月	日
外務大臣	海軍大臣	大東亞大臣	岸岡勲大臣	内務大臣	司法大臣	農商大臣	大森國英大臣	大藏大臣	文部大臣	軍需大臣	後藤國祐大臣	陸軍大臣	厚生大臣	運輸通信大臣	藤原國祐大臣					

別紙

女子挺身隊制度確立要綱

国立公文書館
National Archives of Japan

一九三六

女子ノ勤勞勳員ヲ促進強化スル爲從來ノ諸方策ノ外女子挺身隊ノ制
 度ヲ確立整備シ從來ノ方法ニ依リテハ勳員並進ナル女子ヲ勤勞ニ勸
 員シ兵ノ勤勞能率ノ昂揚ヲ圖ルモノトス

一、女子健身操，組成

(一) 學 校 長 ・ 女 子 青 年 團 長 ・ 婦 人 會 長 具 ノ 他 適 當 ナ ル 職 域 又 ハ 地 域 ノ 團 體 ノ 長 ウ シ テ 女 子 提 身 隊 ウ 組 織 ス ル ニ 必 要 ナ ル 指 導 ウ 執 ラ シ ム ル コ ト

(二) 女子挺身隊ニ依リ勤勞ニ従事セシムベキ者ハ國民登錄者タル
女子ニシテ家庭ノ根軸タル者ヲ除キ自身ノ狀態、家庭ノ事情

同規ニ就業ニ從事シ又ハ就業ニ從事セシムルヲ適宜ト認ムル女子ニ付テハ之ヲ職員トシテ選定セサルコトヲ記志スルモノトスルコト

(三) 前項ノ者ノ外科ニ志願ヲ爲シタル者ハ之ヲ挺身隊員トスルコトヲ妨ゲサルコト

(四) 隊員適格者ニ制シテハ必要ニ應ジ相當ノ挺身隊ノ隊員トシテ就業スベキコトヲ命ジ得ルコト

(五) 結婚具ノ便ノ場合ニ於テヒムヲ得サル事出アル隊員ニ付テハ其ノ隊員ヲ認ムルコト(隊員ニハ労働調整令第二條ハ之ヲ適用セズ)

(六) 挺身隊ニハ祝年者ヲ附シ概ネ隊長及隊員ヲ以テ組織スルコト一隊ノ人員ハ原則トシテ二十人乃至五十人トシ要スレバ之ヲ班ニ分チ班長ヲ置クコト
女子挺身隊ノ運営

(一) 挺身隊ヲ就業ヤシムル就業工場、事業場ハ規律、就業條件其ノ他ノ勤務管理優良ニシテ受入態勢ノ整備シタルモノヲ選定スルニ努メ又可及的通勤可能ナル範圍内ニ於テ之ヲ選定スルコト尙通勤不可能ナル場合ニハ寄宿舎施設ノ完備アルモノヲ選定スルコト

(二) 前項ノ條件ニ缺陷アル場合ニ於テハ當該挺身隊ヲシテ他ノ工場、事業場ニ就業替ヤシムルコトヲ得ルコト

(三) 一挺身隊ハ原則トシテ同一ノ職場ニ於テ從事ヤシムルコト

(四) 就業ノ職種ハ女子ニ適當ナルモノヲ選定スルコトトシ特ニ栄養士、保健婦長、他特殊ノ技能ヲ有スル者ニ付テハ其ノ就業職場ノ選定ニ付配慮ヲ爲スコト

(五) 挺身隊員ノ家庭ノ事情等ニ依リテハ各隊員ニ付就業時間、就業時刻、休日等ニ關シ相當ノ配慮ヲ爲スコト

(六) 挺身隊員ニ對スル就業ノ期間ハ差當リ一年トスルコト

(四) 挺身隊員ニ對シテハ就業前可及の所要ノ豫備訓練ヲ行フコト
 (五) 挺身隊員ノ給與其ノ他ノ就業條件ハ原則トシテ通常ノ方法ニ
 依ル勸勞者ト同一トスルコト

(六) 挺身隊員ノ援護ニ付テハ別ニ措置スルモノトスルコト
 (七) 挺身隊ニ關スル官ノ權限ハ原則トシテ總テ地方長官之ヲ行フ
 コトトシ尙其ノ事務ノ一部ハ國民勸勞動員署長ヲシテ分掌ヤシ
 ムル事ヲ當ルノ外、學校長、市區町村長其ノ他ノ團體ノ長ヲシ
 テ補助ヤシムルコト

備考 本要綱中基本事項ニ付テハ國家總動員法第六條ニ基ク勸令
 ヲ制定スルモノトス

軍甲第二三號

一九三三年三月十八日

昭和八年三月十八日

三指

內閣總理大臣

內閣書記官長

三

外務大臣

海軍大臣

大藏大臣

農商務大臣

內務大臣

司法大臣

文部大臣

陸軍大臣

陸軍大臣

文部大臣

陸軍大臣

文部大臣

陸軍大臣

文部大臣

陸軍大臣

文部大臣

別紙厚生軍需兩大臣請議
 勤勞昂揚方策要綱ニ關スル件

五

五

受

受

五